



栃木県公報

平成25年
7月2日(火)
号外
第55号

目次

選挙管理委員会

- 参議院栃木県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… 1
- 参議院栃木県選出議員選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… 1
- 参議院栃木県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧期間…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第37号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、平成25年7月21日執行予定の参議院栃木県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成25年7月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

放送の区分	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	3回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回

栃木県選挙管理委員会告示第38号

平成25年7月21日に参議院栃木県選出議員選挙を行う予定であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定めた。

平成25年7月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 被登録資格決定基準日 平成25年7月3日 ただし、年齢については平成25年7月21日
- 2 登録日 平成25年7月3日
- 3 縦覧期間 平成25年7月4日

栃木県選挙管理委員会告示第39号

平成25年7月21日に参議院栃木県選出議員選挙を行う予定であるので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のように定めた。

平成25年7月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

平成25年7月4日